

- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づいて錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否
要。
なお、契約の締結制限は、落札決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（48月）を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年間の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則（昭和45年熊本県規則第47号）第2条の規定に基づき、御船都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（御船都市計画区域マスタープラン）に関する公聴会を次のとおり開催する。

平成15年8月8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
御船都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
（御船都市計画区域マスタープラン）
- 2 開催日時
平成15年8月24日（日曜日）午前10時から12時まで
- 3 開催場所
御船町役場3階大会議室 御船町御船995-1
- 4 対象市町
御船町
- 5 公述の申出について
御船都市計画区域内に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式）に記入のうえ、来る8月19日までに、熊本県上益城地域振興局土木部企画調査課（上益城郡矢部町大字下馬尾265）に提出しなければならない。
公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は公述できない。また、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。この場合、その旨を本人に通知する。
公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。
- 6 傍聴について
傍聴希望者は、公聴会の開催予定時刻までに、開催会場において受付のうえ、会場に入ることができる。
入場は受付順とし、100人入場できる。
- 7 開催の中止について
前記5の公述の申出がない場合には、開催を中止する。
- 8 関係図書の縦覧期間
平成15年8月8日から平成15年8月24日まで
（土曜日、日曜日及び祝祭日の閉庁日を除く）
- 9 関係図書の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課
熊本県上益城地域振興局土木部企画調査課
御船町役場建設課
- 10 公聴会に関する問い合わせ先
熊本県土木部都市計画課
熊本県上益城地域振興局土木部企画調査課（電話0967-72-1101 内線41）